食の安全・安心をめぐる情勢

第1	食をめぐる最近の情勢について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2	食の安全・安心の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3	クリーン農業・有機農業等の推進について ・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第4	地産地消や食育、6次産業化等の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・1
第5	農業生産工程管理(GAP)の推進について ・・・・・・・・・・・・・・・・2

2 0 1 9 年 7 月 農政部食の安全推進局食品政策課

第1 食をめぐる最近の情勢について

- 少子高齢化や人口減少などの社会構造の変化、日EU・EPA、TPP 11の発効など国際化の進展を踏まえ、GAPやHACCPの導入等、フードチェーン全体を通じ、国際的にも通用する食の安全・安心の確保に取り組むことが必要。
- 6次産業化や農商工連携などの地域の食資源の活用、農林水産物・加工 食品の輸出などへの関心が高まり、こうした取組が求められている。
- 持続可能な開発目標 (SDGs)の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、クリーン農業や有機農業など農業の自然循環機能を維持・増進させる環境保全型農業の取組や、食品安全、環境保全、労働安全等を確保するGAPの取組が重要。
- 外食店における使用期限が切れた食材の使用、食品への異物混入などの 事案が発生しており、食の安全・安心に対する一層の信頼確保が求められ ている。
- 食品表示については、平成29年に、すべての加工食品に原料原産地表示を義務づける食品表示基準の改正のほか、平成30年には食品衛生法の改正による、HACCPに沿った衛生管理の制度化など、食の安全・安心に係る法令が制定・改正。
- 道では、平成30年に、道民の意見をいただきながら、北海道食の安全・安心条例に基づき講じた施策の実施状況などについて点検・検証を行い、その結果を踏まえて、平成31年3月に第4次北海道食の安全・安心基本計画を策定。計画では、食の安全・安心をめぐる情勢に的確に対応し、食の安全・安心に関する施策を効果的に推進するため、施策の重点的な推進方向を定めている。

■ 食の)安全・安心等に関する主な出来事
時 期	内 容
平成8年	腸管出血性大腸菌O157による集団食中毒の発生
平成11年	ダイオキシン含有騒動(風評被害による野菜販売への影響)
	茨城県東海村の核燃料施設臨界事故による地場農産物の販売への影響
平成12年	国内で口蹄疫の発生
	大手乳業会社の低脂肪乳等による大規模集団食中毒の発生
	食品の異物混入等(食品会社は大規模な自主回収の実施)
平成13年	国内で初めてBSEが発生、BSE全頭検査の開始
平成14年	食肉等の不正表示事件が発覚
	指定外添加物の使用問題の発生
	残留農薬基準値を超過した輸入冷凍野菜の回収続発
	無登録農薬の使用問題発生
平成15年	食品安全基本法が施行、食品安全委員会の設置
	卵の賞味期限不正表示事件の発生
	米国でBSEが発生
平成16年	国内外で高病原性鳥インフルエンザの発生(アジアを中心に被害拡大)
	輸入野菜の産地偽装表示事件の多発
平成18年	残留農薬等のポジティブリスト制度の導入
平成19年	食肉業者による常習的な食肉偽装表示事件の発生
	菓子の賞味期限表示の不正延長事件の発生
	期限切れ菓子の再包装及び期限の変更事件の発生
	中国からの輸入冷凍ギョウザの農薬混入事件の発生
平成20年	高級料亭における食べ残し料理の使い回しの発覚
	事故米穀の不正規流通問題の発覚
	中国からの輸入加工食品原料の一部にメラミン混入が判明
平成22年	宮崎県において口蹄疫が発生
	国内で高病原性鳥インフルエンザの多発
平成23年	道内の学校給食において大規模食中毒が発生
	生食用食肉による腸管出血性大腸菌O111等の食中毒の発生
	東電福島第1原発事故に伴う放射性物質の拡散による食品等への影響
平成24年	腸管出血性大腸菌O157による集団食中毒の発生
平成25年	道外の食品工場で製造された冷凍食品から高濃度の農薬(マラチオン)の検出
平成26年	九州地方を中心に高病原性鳥インフルエンザの発生
	国内・道内の農場において豚流行性下痢(PED)の発生確認
平成27年	産業廃棄物処理業者により転売された食品等の流通

農林水産省「平成16年度食料・農業・農村白書」資料に加筆

平成28年 北海道で初の家きんでの高病原性鳥インフルエンザの発生

第2 食の安全・安心の推進について

1 食の安全・安心条例

(条例制定の経過)

- BSEの発生や食品表示の偽装などにより、消費者の食品に対する信頼が大きく揺らいでいる中で、消費者の視点に立った食の安全・安心の確保が重要な課題。
- 食の安全・安心の確保に関する施策について、基本理念、関係者の責務等の基本となる事項を定め、道民の健康の保護と消費者に信頼される安全で安心な食品づくりをめざすため、平成17年3月に「北海道食の安全・安心条例」を制定し、同年4月に施行。

(条例のポイント)

- ① 我が国最大の食料生産地域として、消費者重視の視点に立ち、北海道らしい特色ある具体的な施策を盛り込んでいること
- ② 道産食品をはじめ輸入食品など食品全般を対象としていること
- ③ 食のリスクコミュニケーションの推進を盛り込んでいること
- ④ 食育を国に先駆けて積極的に推進する姿勢を打ち出し、具体的な施策を盛り込んでいること
- ⑤ 全国で初めて遺伝子組換え作物の開放系での栽培による交雑・混入の 防止に関する措置を盛り込んでいること
- ⑥ 安全・安心な食の生産環境を保全する具体的な施策を盛り込んでいること
- ⑦ 道民からの申出制度や食の危機管理体制の確立を盛り込んでいること

(施策の体系)

○ 消費者の健全な食生活の実現や食の北海道ブランドづくりの基本となる食の安全・安心の確保に向けた道の施策を総合的、計画的に推進。

■北海道食の安全・安心条例の概要

前 文

食は人の生命の基本であり、安全で安心な食品を摂ることが心身の健康維持の根幹として重要ですが、食品に対する信頼を揺るがす事件や事故等が相次ぎ発生し、後を絶ちません。このため、行政や生産者はもとよりすべての道民が食の重要性の自覚のもと、食に係る消費者の権利を尊重し、道民が食の安全と安心に関するそれぞれの責務と役割を協働して果たす意義と決意を明らかにするため、道民の総意として条例を制定します。

目 的(第1条)

この条例は、道民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全で安 心な食品の生産と供給に寄与することを目的としており、そのための 「基本理念」や「道及び生産者等の責務や道民の役割」を明らかにす るとともに、食の安全・安心に関する道の施策について基本事項を定 め、総合的・計画的に推進することとしています。

定 義(第2条)

この条例において「食の 安全・安心」とは、食品の 安全性及び食品に対すること 費者の信頼を確保すること をいいます。

食の安全・安心対策の基本理念(第3条)

- ①道民の安全で安心な食品の選択の機会の確保
- ②道民の健康保護が最も重要であるという認識
- ③道民の要望・意見の反映と、道民との協働による取組
- 4 生産から消費に至る各段階における取組

責務及び役割等(第4~8条)

食品の安全性の確保

と施策への協力

・正確かつ適切な情報の提供

- ②生産者等の責務 ・関係法令の遵守と自主的な
- ・総合的かつ計画的な施策の推進
- ・国、都府県、市町村との連携・国への協力要請と意見等の提出
- ・講じた施策の報告・公表

① 道の責務等

- ③道民の役割
- 適切な行動と知識及び理解の深化
- ・意見の表明や提案と施策への協力

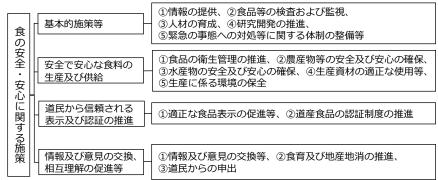
基本計画(第9条)

- ・施策の目標と内容の明記・道民及び委員会意見の聴取反映
- · 公表

北海道食の安全・安心委員会(第28~35条)

- ・知事の諮問に応じ、食の安全・安心に関する重要 事項の調査審議
- ・食の安全・安心に関し必要と認める事項の知事へ の建議

■施策等の体系(第10条~27条)



北海道食の安全・安心委員会

知事の附属機関

・知事からの諮問を受け、食の安全・安心に関する重要事項 などの調査審議

(リスクコミュニケーション)

○ 食品の安全性に関する情報の提供や、消費者、生産者、事業者等の関係者の意見交換の場を設けることにより、相互理解の促進と道民意見の把握に努めているところ。

(北海道食の安全・安心委員会)

- 食の安全・安心に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として、「北海道食の安全・安心委員会」を平成17年5月に設置。
- 専門部会として、遺伝子組換え作物の開放系(屋外やビニールハウスなど)での栽培について、科学的見地からの交雑混入防止措置に関して調査審議するため、「遺伝子組換え交雑等防止部会」を平成17年5月に設置。

■北海道食の安全・安心委員会の開催経過

年 度	主 な 審 議 事 項
例年	(定期報告・審議事項) ・食の安全・安心条例に基づく年次報告等について/・北海道食品衛生監視指導計画について・食の安全・安心に関する通報等の状況について/・食のリスクコミュニケーションの開催について・食の安全・安心の取組について意見交換
H17	・北海道食の安全・安心基本計画について[答申] ・北海道食育推進計画ついて[答申]
H18	・食の安全・安心に関する取組と今後の課題について
H19	・「牛肉ミンチ問題」の経過と対応について質疑 ・北海道有機農業推進計画(案)について質疑
H20	・食の安全・安心条例等の施行状況に関する点検・検証 ・遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等防止措置基準について[答申]
H21	・北海道食の安全・安心基本計画【第2次】について[答申] ・北海道食育推進計画【第2次】について[答申]
H22	・北海道クリーン農業推進計画(案)について質疑 ・道産加工食品の表示ガイドラインについて
H23	・「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」等の点検・検証
H24	・北海道有機農業推進計画【第2期】(案)について質疑
H25	・食の安全・安心条例の施行状況に関する点検・検証・北海道食の安全・安心基本計画【第3次】について[答申]・北海道食育推進計画【第3次】について[答申]
H26	・北海道クリーン農業推進計画【第6期】について[答申] ・「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」等の点検・検証
H27	·現地調査
H28	・北海道有機農業推進計画【第3期】について〔答申〕
H29	·現地調査
H30	・第4次北海道食の安全・安心基本計画について[答申] ・第4次北海道食育推進計画について[答申]

■リスクコミュニケーションの開催経過

■ リ.	<u>スクコミュニケーションの開催経過</u>
年度	テーマ及び開催地
H20	①食品に関するリスクコミュニケーション〜輸入食品等の安全確保について〜(札幌市) ②食品の安全性に関するリスクコミュニケーター育成講座(札幌市) ③遺伝子組換え作物に関するワークショップ(札幌市)
H21	①ジュニア食品安全委員会@さっぽろ(札幌市) ②加工食品の表示に関する意見交換(札幌市) ③遺伝子組換え作物等に関するリスクコミュニケーション(道内3カ所)
H22	①「食の安全見てみ隊、学び隊」(千歳市、苫小牧市) ②食品のトレーサビリティに関するリスクコミュニケーション(札幌市) ③遺伝子組換え作物等に関するリスクコミュニケーション(道内3カ所)
H23	①「食の安全見てみ隊、学び隊」(釧路町、登別市) ②遺伝子組換え作物等に関するリスクコミュニケーション(道内3カ所) ③食品の安全に関する意見交換会「牛乳製造工場へ行こう!夏休み親子HACCP教室」(音更町) ④「食の安全・安心セミナー」〜放射性物質等をめぐって〜(道内6カ所) ⑤道産農水産物の安全性に関する説明会(東京都) ⑥「食の安全・安心セミナー」〜JAS法及び健康増進法などに基づく食品表示の適正化〜(札幌市)
H24	①「食の安全見てみ隊、学び隊」(岩見沢市、北見市) ②遺伝子組換え作物等に関するリスクコミュニケーション(札幌市) ③「食の安全・安心セミナー」~放射性物質等をめぐって~(道内8カ所) ④「食の安全・安心セミナー」~食品表示の一元化について~(道内6カ所) ⑤「食の安全・安心セミナー」~生鮮野菜に関する衛生管理について~(道内4カ所)
H25	①「食の安全見てみ隊、学び隊」(伊達市、帯広市) ②食品中の放射性物質対策に関する説明会(札幌市) ③「食品安全委員会in北海道~遺伝子組換え食品~」(札幌市) ④「食品のリスクを考えるフォーラム~遺伝子組換え食品を知ろう~」(札幌市) ⑤「食の安全・安心セミナー」~食品表示と景品表示法~(道内8カ所)
H26	①「食の安全見てみ隊、学び隊」(釧路市、江別市) ②「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」等に関する意見交換会(道内3カ所) ③GAP導入推進セミナー(札幌市) ④「食の安全・安心セミナー」〜景品表示法とJAS法における食品表示制度と事業者の責務〜(道内8カ所)
H27	①「食の安全見てみ隊、学び隊」(三笠市、名寄市) ②食品衛生に関する各種講習会(道内各地) ③GAP導入推進セミナー(札幌市) ④「食の安全・安心セミナー」〜食品表示法に基づく食品表示制度〜(道内8カ所) ⑤「HACCP取得推進のための講習会」(水産関係)(函館市、札幌市)
H28	①「食の安全見てみ隊、学び隊」(余市町、静内町) ②食品衛生に関する各種講習会(道内各地) ③GAP導入推進セミナー(札幌市) ④「食の安全・安心セミナー)~メニュー表示における景品表示法の考え方と事業者の責務~(道内8カ所) ⑤「HACCP取得推進のための講習会」(水産関係)(室蘭市、稚内市) ⑥「食品に関するリスクコミュニケーション 牛海綿状脳症(BSE)国内対策の見直しに係る食品健康影響評価について(札幌市) ⑦「新たな育種技術(NPBT)」に関する意見交換会(札幌市)
H29	①「食の安全見てみ隊、学び隊」(石狩市、室蘭市) ②食品衛生に関する各種講習会(道内各地) ③「食の安全・安心セミナー」〜食品表示法に基づく食品表示制度〜(道内8カ所) ④GAP導入推進セミナー(札幌市) ⑤「HACCP取得推進のための講習会」(水産関係)(釧路市)

(基本計画の策定)

- 「北海道食の安全・安心条例」に基づき、食の安全・安心に関する施を総合的・計画的に推進するため、中期的な施策の目標や内容を明らかにする第1次「北海道食の安全・安心基本計画」を平成17年12月に定め、平成31年3月に第4次計画(計画期間:平成31~35年度)を策定。
- 国際的に通用する食の安全・安心の確保や、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の重要性の高まりなど、食をめぐる課題や新たな情勢に対応しながら、食の安全・安心に係る施策を効果的に推進し、食の安全・安心のゴールが明確となるよう、「世界から信頼される食の北海道ブランドへ」をめざす姿として設定。
- 食の安全・安心を確保するため、「生産から流通、消費に至る各段階での国際的に通用する食品の安全性の確保」など5つの重点的な推進方向を設定。
- 重点的な推進方向を具体的に進める「講じる施策」について、条例 に定める施策体系に沿って記載。

(年次報告の公表と情勢変化への対応)

- 毎年度、「北海道食の安全・安心基本計画」に基づき講じた施策等 について、議会に報告するとともに、ホームページで公表。
- 条例では、条例施行後3年を経過した時、平成21年から5年ごとの 条例の点検・検証を規定。これまで、平成21、25、30年の3回点検・ 検証を実施し、いずれも条例の枠組みは妥当とし、条例の見直しは行 わないこととしている。

■ 第4次北海道食の安全・安心基本計画の概要

第1部 北海道食の安全・安心基本計画について

- 北海道総合計画に沿った特定分野別計画及び「6次産業化・地産地消法」に基づく「地産地消促進計画」として位置づけるとともに、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に資するもの
-) 計画期間は平成31~35年度
- 計画の進捗状況を随時点検し、毎年、施策の実施状況を作成・公表

第2部 施策の推進方向

1 食の安全・安心をめぐる情勢

- 国際化の進展などを踏まえ、フードチェーンを通じて国際的に通用する食の安全・安心の確保に取り組むことが一層必要
- 6次産業化や農商工連携等、地域の食資源の活用、農林水産物・加工食品の 輸出などへの関心の高まり
- 持続可能な開発目標(SDGs)の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境保全型農業やGAPの取組が重要
- 2 食の安全・安心のめざす姿

「世界から信頼される食の北海道ブランドへ」

施策の重点的な推進方向

- 生産から流通、消費に至るまで各段階での国際的に通用する食品の安全性の確保 国際水準のGAPの導入、HACCPに沿った衛生管理、 家畜伝染病の発生の予防・まん延の防止など
- 食品の安全性を支える基礎づくり

人材育成、法令等の普及啓発、研究開発、危機管理体制の整備、 農薬等の適正使用、飼料の安全性確保など

○ 食に関する知識・情報の提供

迅速・積極的な情報提供、相互理解の促進、知識の習得貴会の提供など

- 環境と調和した安全・安心な食品の生産
 - クリーン農業や有機農業など持続可能な農業生産の推進、水域環境の保全など
- 良質で安心な食品の提供と豊かな食生活の実現
 - 食育の推進、食品ロスの削減、道産農林水産物の生産・加工・販売の拡大など

第3部 講じる施策

第1 食の安全・安心のための基本的施策の推進

情報の提供、食品等の検査・監視、人材の育成、研究開発の推進、 緊急事態の体制整備等

第2 安全で安心な食品の生産及び供給

食品の衛生管理の推進、農産物・水産物の安全・安心の確保、 生産資材の適正使用、生産に係る環境の保全

第3 道民から信頼される表示及び認証の推進

適正な食品の表示の促進等、道産食品の認証制度の推進

第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

情報・意見の交換等、食育・地産地消の推進、道民からの申出

2 遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例

(条例制定の経緯)

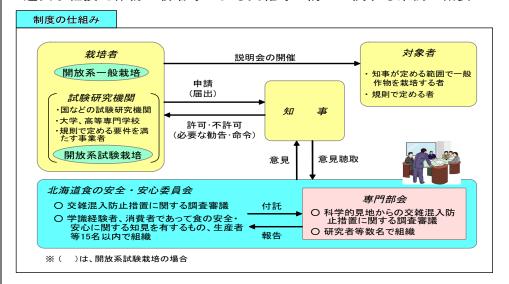
- 農家や試験研究機関による遺伝子組換え作物の開放系での栽培などを 契機として、消費者団体や生産者を中心に栽培中止を求める声が高まり、 道議会が遺伝子組換え作物の非承認を求める意見書を採択(平成15年第 4回定例本会議)。
- 道は、道内における遺伝子組換え作物の開放系での栽培について、栽培中止を求めることなどを内容とするガイドラインを平成16年3月に策定・公表。
- 遺伝子組換え作物の開放系(一般の屋外ほ場など)での栽培等を規制することによって、一般作物との交雑や混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止するとともに、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整を図るためのルールを定めた「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」(GM条例)を平成17年3月に制定し、平成18年1月施行。

【目的】■ 交雑及び混入の防止、生産上及び流通上の混乱の防止

- GM作物の開発等に係る産業活動と、一般作物による農業生産活動との調整
- 道民の健康の保護及び本道産業の振興

開放系一般栽培(開放系試験栽培以外の栽培) → 許 可 制 開放系試験栽培(研究機関による試験栽培) → 届 出 制

■遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の概要



■交雑防止措置基準の概要

■ 隔離距離による交雑防止措置

遺伝子	交雑防止対象作物等	交雑防止のために隔離すべき距離						
組換え作物	(同種作物・交雑可能雑草)	距離	左の条件	設定の考え方				
イ ネ	イネ	300m以上		道内データ 150m×安全率 2				
		52m以上	① 300mの範囲内の一般イネとの出穂期 の差を2週間以上確保するよう植付け ② 出穂期の差が2週間以上とならないと きは、花粉の生成、飛散防止措置を執る	農水省実験指針 26m×安全率 2				
ダイズ	ダイズ、ツルマメ	20m以上		農水省実験指針 10m×安全率 2				
テンサイ	テンサイ、飼料用ビート、食 用ビート、フダンソウ	2000m以上		道内データ 1,080m×安全率 2				
トウモロコシ	トウモロコシ、テオシント	1,200m以上		農水省実験指針 600m×安全率 2				
ナタネ	西洋ナタネ、ナバナ、カブ、ハ クサイ、コマツナ等	1,200m以上	防虫網の設置その他の昆虫による花粉の飛 散を防止する措置を執る	農水省実験指針 600m×安全率 2				

- 隔離距離によらない交雑防止措置(上記隔離距離を確保できない場合に執るべき措置)
- 交雑防止対象作物との間の距離の最大限の確保
- 花粉の生成や飛散の防止(摘花、除雄、袋かけ、防風網、防虫網など)
- 〇 開花期を重複させない時期的な隔離 など

(条例のポイント)

- 農家などによる一般栽培については知事の許可制、試験研究機関によ る試験栽培については届出制とし、知事は、それぞれ食の安全・安心委 員会の意見を踏まえて、一般栽培にあっては許可・不許可の判断、試験 栽培にあっては必要な勧告や命令を実施。
- 栽培しようとする者には、事前に周辺の生産者などに対する説明会の 開催を義務付けるほか、栽培に当たり、交雑混入防止措置やモニタリン グ調査の実施などを義務付け。
- さらに、条例の実効性を確保するため、立入検査権限や無許可で栽培 した場合などの罰則を規定。
- 食の安全・安心委員会に設置した専門部会において国内外の基準や交 雑確認データなどの検討を行い、平成17年9月、交雑防止措置基準を策 定。

(制定後の対応)

- 平成18~20年度に交雑防止措置基準の正確性を高めるため、道立農試 等において交雑試験等を実施し、交雑に関する科学的な知見を蓄積。
- 平成20年度にGM条例の施行状況の点検・検証を実施し、道民の意識 などを踏まえ見直さないこととし、併せて交雑防止措置基準についても 道総研農業試験場等で実施した交雑に関する検討調査事業の結果などか ら、変更しないこととした。
- 平成23年度に、前回の点検・検証の際の食の安全・安心委員会からの 提言により2回目となる点検・検証を実施したが、道民意識調査やリス クコミュニケーションなどを実施して検討した結果、GM条例や交雑防 止措置基準について、見直しは行わないこととした。
- 平成26年度に、条例の附則に基づき3回目となるGM条例の施行状況 等に関する点検・検証を実施し、道民意識調査や意見交換会の結果を踏 まえ、引き続き、遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制すること により、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入を防止し、生産上 及び流通上の混乱を防止することが必要であると判断されるため、見直 しは行わないこととした。
- GM条例では、一般栽培の場合は許可制、試験研究機関が行う試験栽 培の場合は届出制としているが、平成31年3月まで許可申請及び届出は ともにない。

■リスクコミュニケーション等の開催(遺伝子組換え作物関係)

- ・H17年 3月 遺伝子組換え作物に関するシンポジウム
- ・H18年11月 遺伝子組換え作物の栽培について道民が考える「コンセンサ ~19年2月 ス会議」(5日間)
- ・H21年 1月 遺伝子組換え作物に関するワークショップ
- 遺伝子組換え作物等に関するリスクコミュニケーション (3カ所) • H21年10月 ~22年2月
- H22年12月 遺伝子組換え作物等に関するリスクコミュニケーション(3カ所) ~23年2月
- H23年10月 遺伝子組換え作物等に関するリスクコミュニケーション (3カ所) ~11月
- 遺伝子組換え作物・食品に関するシンポジウム • H24年 9月
- · H25年10月 意見交換会「食品安全委員会in北海道~遺伝子組換え食品~」
- 食品のリスクを考えるフォーラム~遺伝子組換え食品を知ろう~ • H26年 1月
- GM条例等に関する意見交換会(3カ所) · H26年10月
- 岩見沢農業高校における意見交換会 • H27年 1月

~遺伝子組換え作物をめぐる情勢等

新たな育種技術 (NPBT) に関する意見交換会 • H28年 8月

> 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (カルタヘナ法) の概要

制定の経緯

- 生物多様性の保全とその持続可能な利用への悪影響を防止するため、遺伝子組換え生物の輸 出入等の国際的な枠組みを定める「生物多様性条約カルタヘナ議定書」が平成12年に採択。
- ・ 議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成15年にカルタヘナ法を制定。

国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関す る措置を講ずることにより、生物多様性条約カルタヘナ議定書等の的確かつ円滑な実施を確保。

遺伝子組換え生物等の使用等に係る措置

遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち、使用形態に応じた措置を実施

「第一種使用等」=

環境中への拡散を防止しないで行う使用等

遺伝子組換え生物等の環境中での使用 等をしようとする者(開発者・輸入者 等) 等は事前に使用規定を定め、生物多 様性影響評価書を添付し、主務大臣の承 認を受ける義務。

「第二種使用等」 =

環境中への拡散を防止しつつ行う使用等

- ・ 施設の態様等、拡散防止措置が定めら れている場合は、当該措置をとる義務。
- 定められていない場合は、あらかじめ 主務大臣の確認を受けた拡散防止措置を とる義務。

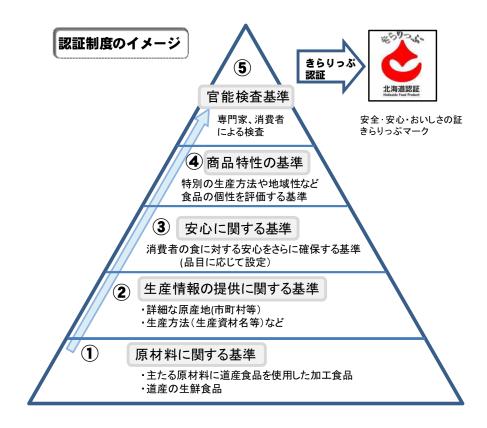
道産食品独自認証制度(愛称:きらりっぷ) の推進

(制度創設の経緯)

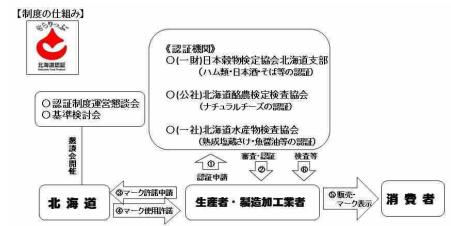
- 道産食品に対する消費者の信頼確保と北海道ブランドの向上を 図るため、高いレベルの安全・安心を基本に、優れた個性を有す る道産食品を認証する制度の確立に向け、平成14年度に検討を開 始し、15年度のモデル事業の実施を経て、16年度に制度を創設
- 制度の適切な運営を図るため、16年5月に、学識経験者、消費 者、生産者などで構成する制度運営委員会(28年度から制度運営 懇談会へ改組)を設置

(制度の概要)

- 北海道の豊かな自然環境や高い技術力を活かして生産される、 安全で優れた道産食品を認証
- 品目ごとに認証基準を定め、審査の最終段階で消費者と専門家 が実際に食する「官能検査」を実施し、基準全てをクリアしたも のについて、道が登録した認証機関(第三者機関)が認証
 - ・道内で生産された農林水産物又は主な原材料に道産原材料を使 用し、道内で製造加工された加工食品 ・原材料の産地や製造方法などの情報提供に関する基準 ・高度な衛生管理や添加物の削減などの安心に関する基準 ・特別な原材料や生産方法などの商品特性の基準 ・専門家と消費者の官能(食味)検査の基準



■ きらりっぷ認証品目毎の商品数・事業者数



(認証の状況)

- 16年度以降、日本酒やハム類、熟成塩蔵さけ(山漬け)など21 品目の認証基準を制定
- 31年3月末現在、延べ29事業者(実質24事業者)に対して、14品目、52商品を認証

(課題と今後の対応)

- 認証数の増大に向けて、生産サイド・消費サイド両面における 制度の認知度向上が必要
- このため、事業者に対し、制度の説明や活用の働きかけを行うとともに、消費者や流通事業者にオフィシャルブックを配布して、制度の意義や認証品の紹介をするほか、道内外で開催されるイベントや商談会等で広く制度のPRを推進
- また、納豆や豆腐など日配品の認証品を複数まとまった形でPR ・販売することを推進し、店頭でのマーク露出を促進

*道産食品独自認証制度の認証数と目標 H20:67品 → H25:62品 → H30:100品(目標) (H31年3月末現在)

			(<u> 口 り 1 平 り 月</u>	不現仕/
品目 基準作成年度	商品	事業	品目(基準作成年度)	商品	事業
	数	者数		数	者数
【農産物】			【水産物】		
1 日本酒(H16)	2	2	11 熟成塩蔵さけ	6	6
2 そば(H17)	2	1	(山漬け) (H16)		
3 みそ(H17)	2	2	12 いくら(H17)	4	4
4 納豆(H18)	7	2	13 醤油いくら(H19)	1	1
5 豆腐(H18)	4	1	14 魚醬油(H21)	1	1
6 しょうゆ(H19)	4	2	合 計	52	29
畜産物					
7 ハム類(H16)	3	1	注1:認証基準は設定されて	いるが、	認証商
8 ベーコン類(H16)	1	1	品がない品目 (7品目):(Dソーセ	ージ類、

5

注1:認証基準は設定されているが、認証商品がない品目(7品目):①ソーセージ類、②ワイン、③しょうちゅう、④生中華麺、⑤ビール、⑥生ハム、⑦熟成塩蔵からふとます

注2:事業者数の合計29は延べ数で、実質24 となっている。

■ きらりっぷ年度別認証商品数

9 15-51/5- x (H16)

10 アイスクリーム (H17)

区	分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全	体	41	71	72	67	75	71	64	60	62	57	60	62	59	52
農	産物	6	1	12	12	17	16	16	12	19	19	22	22	20	21
畜	産物	23	39	39	32	31	22	17	17	17	17	17	22	22	19
水	産物	12	21	21	23	27	33	31	31	26	21	21	18	17	12

4 道産食品の適正表示の促進に向けた道独自の取組

(食品安全相談ダイヤルの設置)

- 食品の安全・安心全般に関する情報提供、問い合わせ、意見等を受け 付ける食品安全相談ダイヤルを開設し、道民の方々からの相談や申出に 対応。
- 受理した通報等の情報を関係部局で共有化するとともに一元的に管理 するため、関係部局による会議を毎月開催し、処理状況を確認・点検。

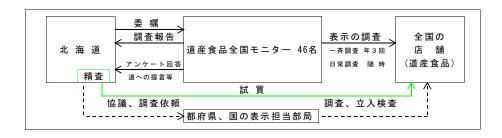
(道産食品全国モニターの設置)

- 道外における道産食品の適正な表示を確保し、消費者に信頼される食の北海道ブランドづくりに資するため、全国46都府県各1名をモニターとして委嘱。
- 46都府県のモニターは、道産食品の表示について、年3回の一斉モニタリング調査と日常のモニタリング調査を実施。また、道産食品に関するアンケートを実施し、広く道産食品に関する意見、提言等を調査。また、不適正な表示等があれば、必要に応じ、関係する都府県等に情報を提供。
- 実施結果を報告書に取りまとめ、道内事業者や消費者関係団体などに 周知。
 - *道産食品全国モニターの配置数 各都府県1名(計46人)

(課題と今後の対応)

- 食品の安全・安心に関する情報提供、問い合わせ、意見等について、庁 内関係部局で情報を共有し、関係法令の規定などに基づく必要な措置を 迅速に行うなど、的確に対応する必要。
- 引き続き、道民の方々等からの情報提供・相談等の受付窓口を周知するとともに、関係部局との連携による情報の一元的管理と対応状況の点検を適切に実施し、さらに、国などの関係機関との一層の連携に努め、迅速かつ的確な対応を実施。

■ 道産食品全国モニターの運営体制



■ 道産食品全国モニター調査報告件数

年度	一克	筝モニタ	リング調	查	日常	備考
十及	第1回	第2回	第3回	計	調査	/順 石
H26	88	101	83	272	55	農産物137 畜産物 101 水産物89
H27	129	97	108	334	51	農産物156 畜産物 110 水産物119
H28	121	94	105	320	40	農産物141 畜産物 105 水産物114
H29	124	92	103	319	67	農産物160 畜産物 112 水産物114
Н30	126	93	98	317	64	農産物155 畜産物 113 水産物113

(道産食品登録制度の推進)

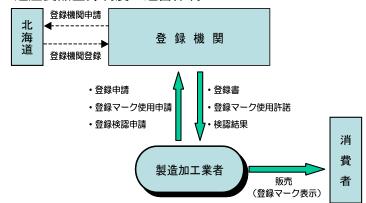
- 道産ブランドの向上を図るため、道産の原材料を使用し、道内で製造・加工された道産食品を登録し登録マークを表示して販売する制度を、平成17年度に創設
- 次の全ての要件に該当する加工食品を対象とし、道が登録した 登録機関(第三者機関) が登録
 - ① 製造加工地: 北海道内で製造・加工したものであること
 - ② 原 材 料:
 - ア 道産の農産物、畜産物、水産物、林産物及びこれらを原材 料として加工したものを使用していること
 - イ ミネラルウォータ類(容器入り飲料水)については、道産 の水を使用していること
 - ウ 糖類を主な原材料とする食品 (糖類の重量が上位3位以内 で、かつ原材料に占める重量割合が5%以上のもの)については、 糖類が道産であること
 - エ 食塩、調味料、添加物などの原材料については道産に限定しない
 - ③ 表 示: 道産原材料については、北海道産(記載可能なものは市町村名やその他一般に知られた地名)と

表示すること

- ④ 商品形態: 最終の出荷形態と消費者の入手形態が同一のものであること
- 31年3月末現在、枝豆やハム、ソーセージ、アイスクリーム、 いくらなど135社377品を登録
- 今後とも、道産食品登録制度の普及啓発を実施し、道産の原材料を使用した登録食品の拡大を推進
 - *道産食品登録制度の登録数

H20:248品 → H25:328品 → H30:400品(目標)

■ 道産食品登録制度の運営体制



■ 登録マーク



■ 道産食品登録制度の登録状況 (H31.3月末現在)

<u> </u>									
登録の種類	事業者数	登録食品数	商品						
農産物	59社	158品	トマトジュース、枝豆、そば、ラーメン等						
畜 産 物	17社	90品	ハム、ソーセージ、ベーコン等						
水産物	43社	106品	ししゃも、たらこ等						
林産物	2社	3品	クマ笹茶等						
その他	14社	20品	菓子、飲料水、ワイン等						
合 計	135社	377品							

道産食品登録制度の年度別登録品目数

	退性良田豆球門及の牛及別豆球田日奴 ニューニーニーニーニーニーニー												
Þ	区 分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
4	È 体	233	246	259	290	285	308	328	327	349	350	367	377
	農産物	86	82	95	100	88	92	110	106	137	147	151	158
	畜産物	46	57	56	73	71	80	84	86	75	76	87	90
	水産物	88	93	89	90	95	106	102	103	105	103	106	106
	林産物	3	3	3	4	4	3	3	3	3	3	3	3
	その他	10	11	16	23	27	27	29	29	29	21	20	20

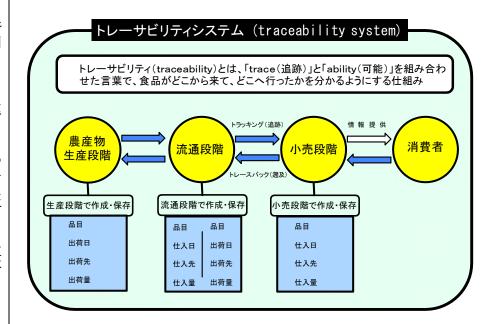
5 食品の生産過程の情報の記録・保管等の促進

(現 状)

- 食品の安全・安心を確保する上で、生産から食卓に至るまでの各段階 の過程を明らかにするとともに、食品に関する不測の事態発生時の原因 究明や正確で速やかな製品の撤去・回収による被害防止などに有効なト レーサビリティの導入・普及が重要。
- 国産牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に 関する特別措置法(牛トレーサビリティ法)」により流通・小売段階で の個体識別番号の表示・伝達が義務化。
- 事故米の不正流通事案の発覚を契機として、平成21年4月に「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(米トレーサビリティ法)が制定され、米穀等を取り扱う事業者に対し、取引等に係る情報等の記録の作成・保存(平成22年施行)、産地情報の伝達(平成23年施行)を義務付け。
- 豚肉や野菜、水産物、きのこ、加工食品についても、生産者等の自主 的な取組を基本としながら、システムの導入事例について道のホームペ ージに掲載し情報提供。

(課題と今後の対応)

- 食に対する信頼を損なう事案が続発する中、食品ごとの生産・流通状況に応じたトレーサビリティの一層の導入が必要。
- このため、トレーサビリティシステムの導入品目や事業者等の拡大に向け、生産者、事業者の自主的な取組を基本としながら、消費者や事業者におけるトレーサビリティに関する知識や理解を促進するため、トレーサビリティを導入している事業者の取組事例を道のホームページに掲載するなど情報提供を実施。
- トレーサビリティの取組などを解説したマニュアルを道のホームページで紹介するほか、GAPやHACCPに沿った衛生管理等、トレーサビリティの機能を有する取組を促進。



第3 クリーン農業・有機農業等の推進について

1 クリーン農業の推進

(現状)

- 平成3年度から農業団体、消費・流通団体、経済団体、行政の19 関係機関・団体が一体となって「北海道クリーン農業推進協議会」を 設立し、クリーン農業を推進
- 12年2月には、クリーン農業技術を導入して生産された農産物に、 YES!cleanマークを表示する「北のクリーン (YES!clean) 農産物表示 制度」を創設。15年9月には化学肥料・化学合成農薬の数値化された 全道一律の使用基準を定めるなどの改正を実施し、23年6月には加工 食品にも適用拡大
- YES!clean表示制度の取組は、30年度では263集団で登録されており、 17.734haの作付

(課題)

- 国の「環境保全型農業直接支援対策」の実施等により、化学肥料や 化学合成農薬を5割以上削減する高度なクリーン農業(以下「高度ク リーン農業」という。)の取組が広がっているものの、開発された技 術数も少なく、慣行栽培に比べて生産費の上昇や収量低下などの課題 も有り、安定した高度クリーン農業技術の開発と普及が必要
- YES!clean農産物の作付面積については、全体としては増加傾向にあるものの、労働力不足から、馬鈴しょでは省力的に生産できる慣行栽培の加工用への転換が進んだり、野菜などでは慣行栽培も含めて減少。登録集団については、高齢化などによる構成員の減少のほか、新たな病害虫への対応や、収量の確保を優先するなどの理由から登録数が減少しており、省力化や、安定的な収量の確保などに対応した技術の開発・普及が必要

(今後の対応)

- 北海道農業のスタンダードとなることをめざして推進してきたクリーン農業の取組は着実に広がっており、27年3月に策定した「北海道クリーン農業推進計画(第6期)」では、土づくりを基本に、化学肥料や化学合成農薬の削減割合を高めるなど、これまで以上に環境保全効果の高いクリーン農業の取組を推進することでレベルアップを図り、持続可能な北海道農業をめざす
 - 〈クリーン農業の目標指標〉
 - *環境保全型農業の取組農家の割合

22年度 73% → 31年度 100%

*YES!clean農産物表示制度登録生産集団数 (実数)

25年度 349集団 → 31年度 480集団

*YES!clean農産物作付面積(実績)

24年度 15,625ha → 31年度 27,000ha

■クリーン農業とは

堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成 農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持・増 進させ、環境との調和に配慮した安全・安心、品質の高い農産物の安定生 産を進める農業

■クリーン農業の技術開発(30年度までの成果)

区分	成果数	うち高度 クリーン	備考
化学肥料削減技術	1 1 5	9	
化学合成農薬削減技術	1 7 9	1 6	
品質評価・向上技術	5 0	-	
環境負荷抑制技術	3 3	-	
家畜ふん尿処理技術	1 5	-	
総合経済評価	1 4	3	
合計	4 0 6	28	

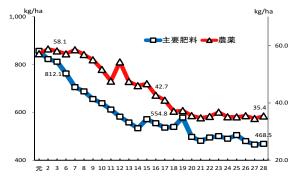


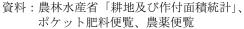
■YES!clean農産物の生産及び加工食品の推移

区分	H26	H27	H28	H29	Н30
実 集 団 数	337	334	321	276	263
作付面積(ha)	17, 027	17, 141	17,600	18, 390	17, 734
加工食品(累計登録商品数)	27	28	28	34	52
加工食品 (生産中の商品数)	27	27	26	32	39

資料:北海道クリーン農業推進協議会

■単位面積当たりの主要肥料及び農薬出荷量の推移







ハタケダ博士

2 有機農業の推進

(現状と課題)

- 18年12月、有機農業の推進に関する法律(有機農業推進法)が施行。 同法は、有機農業推進に向けた基本理念や国・地方公共団体の責務等 を規定。国は、同法に基づき策定した基本方針(平成26年)で、全耕 地面積に占める有機農業面積割合の倍増(0.4% → 1.0%) などの 目標を設定
- 道では、有機農業推進法に基づき、北海道食の安全・安心条例等に 定める有機農業推進の考え方に沿って、20年3月に北海道有機農業推 進計画を策定。25年3月に第2期、29年3月には第3期推進計画を策
- 第3期推進計画は、29年度から33年度までの5か年を計画期間とし、 次のとおり生産・消費の両面で「めざす姿」を掲げ、道としての取組 を推進
 - 有機農業への参入がしやすくなり、経営が安定的に継続 • 生産面
 - 有機農業に対する消費者の理解が広がり、有機農産物等に 消費面 対するニーズが拡大
- 本道の有機 IAS認証農家については、29年度で281戸、面積が2.694ha でともに全国第1位。戸数は23年度の355戸をピークに減少傾向を示 しているが、面積は23年度以降も増加傾向
- 有機食品の表示については、有機農産物、有機畜産物、有機加工食品 の3つについてJAS法に基づく規格が規定されており、この規格に定 められたルールに基づき生産し、登録認証機関の認証を受けたもののみ が、「有機」・「オーガニック」などの表示が可能

(今後の対応)

- 3期計画「めざす姿」の実現に向け、次の施策を推進
 - 生産面

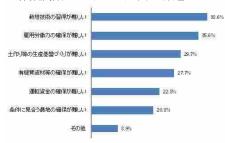
緑肥等による地力窒素向上技術などの有機農業技術の開発・普 及、有機農業経営に係る実践的な情報の整理・提供や各地域におけ る有機農業者等のネットワーク活動充実などによる有機農業への参 入・定着の促進、また、有機農業を移住・定住施策に活かそうとす る地域との連携等を推進

•消費面

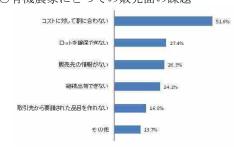
販路確保のためのマッチング促進、有機農業の意義や多様な価値 に関する情報発信、食育や農作業体験を通じた理解促進など、有機 農業の理解の醸成に向けた取組を推進

■H28調査結果より

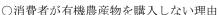
○有機農業における生産面の課題

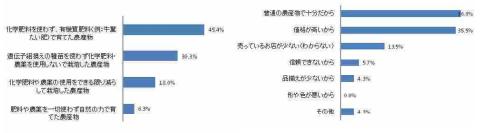


○有機農家にとっての販売面の課題



○消費者の考える有機農産物





■有機農業の推進に向けた課題

栽培技術の習得が難しく、一層の普及や技術開発が必要 有機農業へ参入していくために、収支や作付け体系など経営の実情に関する情報が必要

|面 |○ 有機農業が地域に定着していくためには、市町村や生産者グループなど地域が一体と なって、参入者を支えていくことが必要

有機農産物等は、消費者に良いイメージでとらえられているが、高い価格に見合う価 値が十分に認識されておらず、消費者への啓発を通じて購入意欲の向上につなげていく

有機農業者と流通・販売事業者を結びつけ、安定的な販路を確保していくことが必要

■有機JAS認証農家戸数の推移

(単位:戸、%)

	区 分	H17	H22	H26	H27	H28	H29
	販売農家戸数	51,990	44,050	39,700	38,086	37,200	36,300
北海道	有機JAS認証農家戸数	331	331	299	274	271	281
	総農家に占める割合	0.6	8.0	8.0	0.7	0.7	8.0
	販売農家戸数	1,963,424	1,631,206	1,411,600	1,329,591	1,262,500	1,200,300
全 国	有機JAS認証農家戸数	4,636	3,994	3,634	3,660	3,678	3,718
	総農家に占める割合	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3

資料:農林水産省「県別有機認証農業者数一覧」、「世界農林業センサス」、「農林業センサス」 「農業構造動態調査」

■「北海道有機農業推進計画(第3期)」の目標

【生産面】有機農業の取組面積

現状 5,000ha → 平成33年度までに 6,500ha

【消費面】有機農業に対する認知度

現状 30% → 平成33年度までに 50%

3 環境保全型農業直接支援対策

(経過)

- 国は平成23年度に、「農地・水・環境保全向上対策」から営農活動 支援事業を分離し、「環境保全型農業直接支援対策」へ移行させると ともに、新たに地球温暖化防止や生物多様性の保全など、環境保全効 果の高い営農活動に取り組む農業者等に対し支援を行う「環境保全型 農業直接支払交付金」制度を創設
- 26年度に農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、 本対策を日本型直接支払制度として位置付け、27年度から法律に基づ く制度として実施
- 道は、本制度を活用して化学肥料・化学合成農薬の低減及び環境保全効果の高い営農活動の取組を支援することにより、環境保全型農業の取組を拡大・定着させ、農業の持続的な発展を推進するため、23年度から実施
- 化学肥料・化学農薬を5割以上低減するとともに、地球温暖化防止等の環境保全に効果の高い営農活動及び地域の環境や農業実態等に応じた取組に対して支援

〈環境保全に効果の高い営農活動〉

- 全国共通取組
 - カバークロップ、有機農業、堆肥の施用
- ・ 地域特認取組 フェロモントラップ等による防除技術、リビングマルチ、 草生栽培、冬期湛水管理

〈負担割合〉

· 国 1/2、道 1/4、市町村 1/4

〈実施期間〉

• 27年度~31年度

(今後の対応)

- 農業分野として地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献していくため、当制度の積極的な紹介を行い、取組の拡大を図る
- 法律に基づく安定した制度となったが、全国的に取り組みが拡大しており、限られた予算のため単価調整が必要となっていることから、国に対して必要な予算の確保を要望していく。

■ 環境保全型農業直接支援対策の取組状況

(年度別実施状況)

(単位: ha、千円)

年度	市町村数	取組件数	実施面積	交付額
29	9 1	1 3 1	17, 041	1,039,668(道259,917)

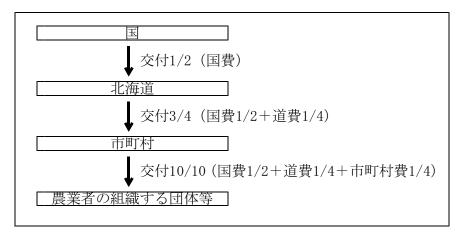
(営農活動別実施状況)

(単位: ha)

年度	カバー クロップ	有機農業	堆肥の施用	フェロモン トラップ	リビング マルチ	草生栽培	冬期湛水 管理	計
29	6, 735 (39. 5%)	2, 120 (12. 4%)	3, 619 (21. 2%)	3, 029 (17. 8%)	1, 488 (8. 7%)	34 (0. 2%)	16 (0.1%)	17, 041 (100%)

注:()は、対象面積に対する割合

■ 環境保全型農業直接支払交付金のスキーム



第4 地産地消や食育、6次産業化等の推進について

1 地産地消の推進

(経過)

- 道では、平成9年度から生産者団体、経済団体、消費者団体などで構成する「北のめぐみ愛食運動道民会議」を設置して、「地産地消」、「食育」、「スローフード運動」を総合的に推進する「愛食運動」を官民一体となって展開
- 16年度には、「愛食の日」を制定し、道産食品の需要拡大やロゴマークを使用した普及啓発活動を展開
- 愛食運動の主な取組(H30年度)
 - ・ 「どんどん食べよう道産DAY」をキャッチフレーズに、チラシやポスター等による愛食運動の啓発やコンビニ等と連携し、ロゴマークを使用したキャンペーン等を実施
 - ・ 生産者団体等が開催する産地直売市「北のめぐみ愛食フェア」 開催の支援・協力
 - ・ 自ら地産地消等の取組を進める道内の企業、団体、グループを「北のめぐみ愛食応援団」として登録(31年3月末現在150件)
 - ・ 道産食材を使用したこだわり料理を提供する道内の外食店・宿泊施設を「北のめぐみ愛食レストラン」として認定(31年3月末現在370件)
 - ・ 道外ホテルのレストランにおける道産食材を使ったイベント 等を後援

■「愛食の日」 ロゴマーク



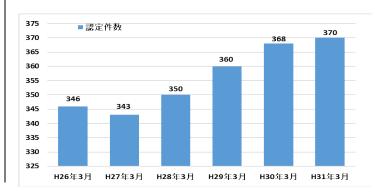
■北のめぐみ愛食フェアの様子





愛食フェアの様子

■北のめぐみ愛食レストランの認定状況、ロゴマーク





地産地消の観点から、道内で加工・消費される小麦を外国 産から道内産に利用転換する「麦チェン」を進め、道産小麦 を使用した商品を積極的に販売・提供する店舗である麦チェ ンサポーター店(31年3月末現在422店)の登録拡充や麦チェン! ロゴ使用推進などを実施

また、道産小麦使用商品の付加価値向上を目的とした道産小 麦新商品開発セミナーを開催

(今後の対応)

-) 安全・安心な食品の確保や食料自給率の向上などが課題となる中で、引き続き地産地消の普及啓発や道産農畜産物の消費拡大など、愛食運動を積極的に展開
 ・ 愛食の日や愛食レストラン、愛食応援団などの取組の認知度向上に向けて、様々な機会を通じたPRを実施
 ・ マルシェ(直売市)による道産農畜産物の消費拡大や消費者との交流促進、愛食レストランの利用促進のための取組なども実施

 - どを実施
- 新品種「ゆめちから」の生産安定を進めるとともに、より一層道産小麦への利用転換を図るため、実需者の認知度向上とブレンド粉などを使用した地域色豊かな商品開発を促進。また、消費者へのPRを積極的に行うため、麦チェンサポーター店の登録を拡充し、道産小麦の付加価値向上と地産地消を推進

■ 麦チェン!ロゴ使用促進





麦チェン!ロゴ ご当地焼そばラリー

セブンーイレブン・ジャパンの 「麦チェン!」商品

■総合振興局別・業種別の麦チェンサポーター店の登録状況

麦チェンサポーター店の総合振興局別・業種別登録数(H31 3月末 現在)

をデエノリホーター店の総占派契利別・未僅別豆稣数(R31.3万术 現任)												
t= 68	局名				業	種別登	録数					振興局
孤興	归石	ベーカリー	和洋菓子	ラーメン	うどん	イタリアン	その他販売	その他外食	宿泊業	その他	計	別割合
空	知	7	5		1	2	1			1	17	4.0%
石	狩	78	31	2	3	8	16	31			169	40.0%
後	志	7		1	1	1	2	1			13	3.1%
胆	振	8	1	4		1	2	8			24	5.7%
日	高	1									1	0.2%
渡	島	2	1				1				4	0.9%
檜	日					1	1				2	0.5%
上	Ш	27	20	9	2	5	2	10	4		79	18.7%
留	萌		2			1		1			4	0.9%
宗	谷	4	2	1							7	1.7%
オホー	-ツク	10	8		1	2	11	7		1	40	9.5%
+	勝	20	4	7	1	2	3	12	1		50	11.8%
釧	路	1	1					2	2		6	1.4%
根	室	1					1	2	2		6	1.4%
合	計	166	75	24	9	23	40	74	9	2	422	
業種別	割合	39.3%	17.8%	5.7%	2.1%	5.5%	9.5%	17.5%	2.1%	0.5%		

2 食育の推進

(1) 全世代にわたる食育の推進

(経過)

- 道では平成17 年に「北海道食育推進行動計画」、21 年に「どさんこ食育推進プラン」(北海道食育推進計画【第2次】)、26年に「第3次北海道食育推進計画」(どさんこ食育推進プラン)を策定し、本道の食育を総合的に推進
- これまでの3次にわたる計画により、道内各地で様々な主体による食育活動が広がりを見せる一方、野菜や果物の野摂取量が少ない道民の食生活、高齢化の進展に伴う高齢者層への食育の重要性の増大、地域の食育の担い手の減少、環境に配慮した食品ロス削減への社会的関心の高まりなど、様々な課題が引き続き存在することから、食育の意義、大切とを改めて考え、関係の機関、団体を含め、道民の皆さんと役割を分担しながら、総合的・計画的に推進するため、新たに「第4次北海道食育推進計画」(どさんこ食育推進プランを31年3月に策定
- これまでの農政部の主な取組
 - ・H18「食育コーディネーター制度」の創設
 - ・H19「北海道らしい食づくり名人登録制度」の創設
 - ・H20「食育ファーム制度」創設(農業体験で食を学ぶ機会を提供)
 - ・H22「どさんこ食育推進協議会」設置(全道食育関係団体等で構成)
 - ・H22〜親子食育・料理教室、食育シンポジウムなどの開催
 - ・H23 食育ホームページをリニューアル
 - · H24 食育推進連絡会議設置(庁内関係部署)
 - ・H26 北海道食育推進優良活動表彰制度の創設
 - ・H27 振興局における食育推進体制(食育推進ネットワーク)の構築
 - ・H27~市町村「食育推進計画」作成現地指導の強化

【啓発資料の作成・配付】

- H20「それゆけ!食の探検隊」、H22「食育読本~元気もりもり北海道」
- H23 「農業体験サポートマニュアル」、その他「食育パネル」の製作等
- H29「それゆけ!食の探検隊」及び朝ごはんのチカラ」リニュール
- _H30「北海道らしい食づくり名人」

【DVD制作】

- H23 子育て世代・中高年世代向け食育DVD
- H24 朝食の重要性の普及啓発DVD(小中高校生向け)
- H25 応援します!一人暮らしの食生活 (大学生・一人暮らし向け)

(今後の対応)

- 食育の取組は、保健福祉、教育、農林水産など様々な分野で行われており、関係部局等との連携を図りながら、次のような取組を実施
 - ・どさんこ食育推進協議会、食育推進ネットワークによる情報の共有化 や連携の促進、ネットワーク化による地域の担い手の育成
 - ・市町村食育推進計画の作成促進
 - ・高齢者や子育て世代等を対象とした講座の開催
 - ・食づくり名人の登録促進、北海道食育推進優良活動表彰の実施 など

北海道食育コーディネーター制度

◇ 食育に取り組む市町村や団体等にアドバイスを行うため、健康づくり、食習慣、栄養バランス、調理技術、農業など様々な分野で、食に関する知識や経験を有する専門家を食育コーディネーターとして登録し、地域からの要望に応じて、派遣する制度。

現在、19名の食育コーディネーターが、人材の育成や課題解決のための助言・指導等を行い、地域の食育活動を支援。

北海道らしい食づくり名人登録制度

◇ 地域の風土や食文化などを生かした北海道らしい食づくりを行うために必要な知識や技術を有する方々を「食づくり名人」として登録し、これらの方々の情報をホームページで公開する制度。

これにより、地域が名人を講師やアドバイザー等として活用することを促進し、北海道らしい食づくりの担い手の育成を図ることなどをねらい。

・食づくり名人 (31年3月末現在):73市町村180名(うち伝承名人は50名) ※伝承名人 ~ 食づくり名人のうち、総合振興局等や市町村が推薦した講師やアドバイザー等 となって、北海道らしい食づくりを進めるための指導や助言ができる者

■局	■局別・分野別食づくり名				31.3現在)	(単位:人)			
		食づく	り名人		分野別					
(総 振り	合) 目局		うち 伝承名人	農林業	水産業	食品 加工	料理	食文化 ・食育		
空	知	21	9	2	0	11	4	7		
石	狩	41	15	5	0	11	26	19		
後	志	16	4	4	2	7	4	7		
胆	振	10	0	4	0	4	1	1		
日	高	5	2	1	2	5	2	2		
渡	島	3	3	0	0	0	3	0		
檜	山	24	1	2	0	10	14	4		
上	Ш	10	3	1	0	6	4	3		
留	萌	9	3	0	0	7	3	2		
宗	谷	16	0	0	0	8	7	1		
オホー	ツク	3	2	1	0	0	2	1		
+	勝	9	2	1	0	4	8	4		
釧	路	9	5	2	0	7	1	0		
根	室	4	1	0	1	3	0	1		
合	計	180	50	23	5	83	79	52		
柱	1 1	名で複数	分野登録σ	場合が	あるため	、合計1	こ一致し	ない。		



(2) 食品ロスの削減に向けた取組の推進 (経過)

- 日本の食料自給率は約40%、世界最大の食料輸入国であるにも関わらず、「食品ロス」は平成28年度の国の推計で約643万トン、世界の食料援助量の約2倍もの量が発生している状況。
- 道においては、製造・卸売・小売り・外食といった業界各団体での取組や3Rの推進に向けた情報提供のほか、外食を含む家庭や学校給食での食べ残しなどの削減に向け普及啓発等を実施してきたが、取組を一層推進するため、平成28年8月に庁内関係部局からなる「食品ロス対策部会」を設置、平成28年11月からは、食品ロス削減に向けた道民運動として「おいしく残さず食べきろう!」をスローガンとした「どさんこ愛食食べきり運動」を展開
- これまでの農政部の主な取組 (H28~)
 - ・H28 「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」参画 外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンの実施
 - ・H28 「どさんこ愛食食べきり運動」の展開 食べ残し対策のホームページをリニューアル 道政広報、関係機関広報誌等で家庭や外食の取組の普及啓発
 - ・H29 「食品ロス」に関するアンケート調査の実施
 - ・H29~食品ロス削減セミナーの開催(コープさっぽろと連携) 宴会時食べきりキャンペーンの実施(年末年始)
 - ・H30 消費者向け学習会の開催(消費者協会と連携)

【啓発資料の作成・配付】

H29 「残さず食べてごちそうさま」リニューアル(H25作成) 食品ロス削減啓発ポスター「おいしく残さず食べきろう」 食品ロス削減啓発ポスター「おいしく残さず食べきろう(宴会編)」 幼児向け絵本(みーんなたべた みんなでたべた)の作成

H30 食品ロス削減啓発ポスター「おいしく残さず食べきろう(宴会編)」 食品ロス削減啓発クリアファイル、ポケットティッシュ

(今後の対応)

- 食品ロスの現状や社会へ与える影響、削減の意義等について、理解 の促進を図るとともに、「どさんこ愛食食べきり運動」を持続可能な地 域社会形成に向けた北海道全体の主体的な取組として推進
 - ・市町村、団体・企業、メディア、大学等と連携し、各種広報媒体やイベントなど様々な機会を活用し、運動の普及啓発を実施
 - ・宴会での「食べきりキャンペーン」の実施
 - ・団体等と連携したセミナーや学習会の実施
 - ・学校等における食品ロスに関する講義の実施 など

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会

食べきり運動を展開することで3Rの推進、食品ロスを削減することを目的に賛同自治体によりH28.10月設立。全国388自治体が参加しており、道内からは道のほか、札幌市、函館市、室蘭市、釧路市、帯広市、岩見沢市、江別市、深川市、北広島市、音更町が参加。情報共有、全国キャンペーン等を実施。※「3R」とは、リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recyccle)の3つのRの総称です

■第4次北海道食育推進計画(どさんこ食育推進プラン)

- ○計画の位置付け
 - ・食育基本法第17条第1項に基づく都道府県推進計画
 - ・北海道食の安全・安心条例第25条第1項に基づき食育を具体的に推進するための計画
- ○計画期間

平成31年度~平成35年度(5か年)

○計画の目標・基本方針

【めざす姿】「食」の力で育む心と身体と地域の元気 〈基本方針〉

- ・方針1 心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育 の推進
- ・方針2 「食」に関する理解を深める食育の推進
- ・方針3 本道の食育推進体制の強化

■平成31年度「どさんこ愛食食べきり運動」の展開

企業や団体、市町村など様々な機関・団体と連携して食品ロス削減の取組を推進

企業や団体の取組を促進	地域の取組を促進	学校教育での取組を促進
〇 道民に対する普及啓発	〇 市町村との連携	〇 大学等との連携
○ 各種イベントにおける連携	〇 消費者協会との連携	〇 学校給食の残食率の改善
〇 食関連産業における取組促進	〇 コープさっぽろとの連携	

ゴレ 連携

道の取組	
○団体や企業、市町村、学校等への取組の働きかけ ○セミナー等の主催・共催、講師派遣、資料の提供 ○ホームページ等での事例紹介	○アンケートによる取組状況の把握 ○道の施設等を活用したパネル展

3 農畜産物の輸出促進

(経過)

- 平成3年に、道及び北農中央会、ホクレン、JETRO北海道の4者で「北海道農畜産物海外市場開拓推進協議会」(事務局:ホクレン)を設立し、東アジア地域等を対象に道産農畜産物の海外市場開拓のための輸出プロモーション活動を開始。27年度からは、同協議会にぎょれんを加え、新たに「北海道農畜産物・水産物海外市場開拓推進協議会」として取組を拡大し、海外における日本食ブームなどを踏まえ、農畜産物と水産物を合わせたプロモーション活動を展開
- 道では、30年12月に道産食品の輸出1,500億円を目指す「北海道食の輸出拡大戦略<第II期>」を策定し、農畜産物等の輸出額を35年までに150億円に拡大する目標を掲げるとともに、米及び青果物、牛肉等を重点品目として、品目毎に課題等に応じた取組を展開
- 道産農畜産物は「高品質・おいしい」との高い評価を受けており、特に、ながいもが日本市場では主力ではない大型規格のものが、薬膳料理の材料として台湾、アメリカへの輸出額を伸ばしてきたほか、LL牛乳は、香港への定番商品
- ながいも、ミルク等、米、たまねぎの4品目で農畜産物全体の 輸出額の8割以上を占めている状況。その他の品目としては、日 本酒、メロン、牛肉、鶏卵など
- また、輸出の取組の機運醸成のため、地域の生産者や農業関係 者等を対象とした、農畜産物の輸出に関するセミナーや相談会を 開催

(今後の対応)

- 「北海道農畜産物・水産物海外市場開拓推進協議会」の活動を 通じ、海外への販路開拓に向けた展示会への出展や海外バイヤー の招へい
- 輸入規制の撤廃・緩和の国への要請及び米、日本酒、青果物、 牛肉を重要品目に定め、品目や相手国・地域に応じた商談会や プロモーションの実施
- 道における産地との連携・サポート及び国補助事業を活用した グローバル産地の形成支援の実施

■「北海道農畜産物・水産物海外市場開拓推進協議会」の取組

'10/四足反	<u> </u>
年 度	プロモーション対象国(内容)
$3 \sim 11$	香港、シンガポール(市場調査、北海道収穫祭、実験 輸送、セミナー)等
12 ~ 14	マレーシア(北海道食品フェア、特定商品プロモーション)等
$15 \sim 20$	台湾(北海道食品フェア、バイヤー招聘)等
$21 \sim 23$	タイ (北海道食品フェア、特定商品プロモーション) 等
24	シンガポール(市場調査、海外向け道産農畜産物PR 媒体の作成)等
25	香港(市場調査)、外国人来道者に対する道産特定商 品のPR等
26	シンガポール(市場調査)、外国人来道者に対する道 産特定商品のPR等
27	タイ (試食販売)、北京 (トップセールスによる農水 産物プロモーションなど) 等
28 ~ 29	タイ(試食販売、トップセールスによる農水産物プロ モーションなど)等
30	台湾(常設販売棚の設置・物産展の開催)等

※26年度までの組織名は「北海道農畜産物海外市場開拓推進協議会」

■北海道からの主な輸出品

(単位:トン、百万円)

品目	H2 <u>7</u>		H2 <u>8</u>		Н2	9	Н30		主な
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	輸出先
ながいも	5, 186	1,852	4, 555	1,834	2, 918	1,524	4, 353	1, 543	台湾、米国
ミルク等	2, 947	633	3, 323	721	3, 819	880	4, 036	930	香港
たまねぎ	10, 913	566	20, 546	880	10, 851	421	1, 905	111	台湾
米(注)	668	156	962	254	1,001	297	889	305	香港
合 計	20, 869	3, 794	30, 407	4, 153	19, 833	3,671	11,866	3, 500	

資料:財務省貿易統計(道内港分) 注:1)政府援助米(推定)は除く

4 販路拡大の推進

(経過)

- 農産物の直売やファームイン (農家民宿) 等のアグリビジネス の取組件数は30年3月現在で延べ3,239件
- 6次産業化推進の取組として、6次産業化・ノウフクマルシェの開催支援
- 道内で、産直・加工に取り組む生産者を紹介する「北海道産食材お取り寄せガイド」を作成し、ホームページに掲載
- 道産食材を使用した料理を提供している道外の外食店などを 「北海道愛食大使」として認定(31年3月末現在295店)

(今後の対応)

- 引き続き、生産者産直市「北のめぐみ愛食フェア」の開催場所 の確保、人的支援
- 6次産業化推進の取組において、生産者の商品力向上や販路拡大等の取組を支援
- 引き続き、「北海道愛食大使」を募集・認定し、道産食材の道外における利用促進を図るとともに、「お取り寄せガイド」を定期的にデータ更新し、ホームページによる道内外へ情報発信を強化

■道内におけるアグリビジネス取組件数の推移

	<u> </u>	ダス マノ] 圧・	>		
取組分野調査時期	H26. 1	H27. 1	H28.3	H29.3	Н30.3
①ファームイン(農家民宿)	468	475	463	458	457
②ファームレストラン	127	132	139	153	155
③観光農園	279	275	272	272	272
④直 売	1, 202	1, 196	1, 182	1, 140	1, 166
⑤乗馬体験	75	74	71	78	69
⑥産 直	633	587	583	576	540
⑦加 工	632	616	598	603	580
合 計	3, 416	3, 355	3, 308	3, 280	3, 239

- ①~⑤ グリーン・ツーリズム関連施設(農村設計課調査)
- ①~⑦ 農産物産直·加工施設(食品政策課調査)

■6次産業化・ノウフクマルシェの様子





■「北海道愛食大使」認定店舗数の推移、ロゴマーク

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
店舗数	252	264	263	305	295	295



5 6次産業化等の推進

(現 状)

- 農村にある様々な地域資源(農林水産物、バイオマス、自然エネルギー、風景・伝統文化)を有効活用し、マーケットの拡大を図りつつ、2次・3次産業者と連携した新たな付加価値を創出し、農村の再生・活性化を図る「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化法・地産地消法)」が平成22年12月に制定
- 北海道において六次産業化法・地産地消法に基づく6次産業化 に係る総合化事業計画の認定を受けた農業者等は、31年3月末で 152件であり、(総合)振興局別の認定件数は、十勝、オホーツク、 上川で約半数
- 認定された総合化事業計画のうち、法人が117件と大半を占め、 次いで個人23件、農協9件、漁協が2件、その他が1件
- 全国の総合化事業計画の認定件数は2,460件となっており、北海 道の152件が最も多く、次いで兵庫県112件、宮崎県107件
- 「北海道6次産業化・地産地消推進戦略」(28年3月策定)では、 平成31年度までに6次産業化に取り組む事業体数5,400件を目標 としており、28年度の6次産業化事業体数は3,770件

(課 題)

- 本道の6次産業化に取り組む事業体は、労働力不足、農業生産と 資料:農株水産省食料産業局、農林水産省北海道農政事務所、北海道農政部調べ の両立、販路拡大、資金不足といった課題を抱えている状況
- 農家戸数の減少に伴い、6次産業化事業体数は横ばい

(今後の対応)

- 地域におけるネットワークづくり等への支援
- サポートセンターによるきめ細かな事業計画づくり等への支援
- 農業者等による新商品開発や加工・販売施設整備等に対する支援
- フォローアップによる認定事業者への支援

■ 道内における総合化事業計画の認定状況(平成30年度)

1 認定件数の内訳

「総合化事業			
計画」の認定	うち	うち	うち
件数	農畜産物関係	林産物関係	水産物関係
152	143	3	6

「研究開発・成果利 用事業計画」の認定 件数	
1	

(注) 認定件数は、ファンドによる認定件数8件を含み、認定取消の件数11件を除いたもの。

2 総合振興局・振興局別認定件数の内訳

2	空 知	石	狩	後	志	胆	振	Ш	高	渡	島	檜	上	Ł	- 川	留	萌	宗	谷	オホーツク	+	勝	釧	路	根	室
	15	1	6		9		7		2	1	4		5		23		2	(3	22	2	27		5		2

3 個人・法人・農協等認定件数の内訳

個 人	法 人	農協	漁協	その他
23	117	9	2	1

4 全国の認定件数

「総合化事業				「研究開発・成果利
計画」の認定	うち	うち	うち	用事業計画」の認定
件数	農畜産物関係	林産物関係	水産物関係	件数
2, 460	2, 176	101	183	25

5 総合化事業計画の都道府県別順位

第1位		第2	2位	第	3位	第4	4位	第5位		
北海道	152	兵庫	112	宮崎	107	長野	98	熊本	84	

資料 : 農林水産省食料産業局、農林水産省北海道農政事務所、北海道農政部調べ

■ 道内における6次産業化事業体数の推移

年 度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
事業者数	3, 630	3,810	3, 760	3, 830	3, 770

第5 農業生産工程管理(GAP)の推進について

1 GAPとは

○ 農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保する ための生産工程管理の取組

◆GAPする

◆GAP認証をとる

農業者がGAP (活動又は取組)を 自ら実施すること GAPの認証を受けること

2 GAPを導入する必要性

- 産地や農家が競争力を高め、安定した経営を続けるためには、食品安全の確保や環境への配慮、事故防止等の対策が重要であり、GAPの取組が必要
- 特に、2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会の食材調 達基準では、JGAPやGLOBALG.A.P.等の第三者認証GAPが要件
- 国内流通においても、既に一部の大手流通チェーンでは、GAPの取組を納入先に求める動きが出てきており、今後、加速する可能性

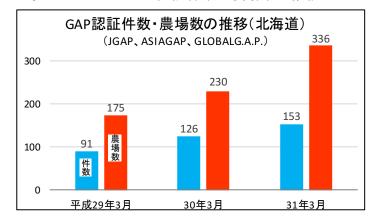
3 GAP導入の効果

- 農産物の病原微生物等による汚染の低減等を通じた食品の安全性向上
- 農薬や肥料による環境負荷の低減等を通じた環境の保全
- 農作業中の事故の回避等を通じた労働安全の確保
- 土壌診断を踏まえた肥料の適正施用等を通じた資材コストの低減 等

4 GAPの導入に係る北海道の取組

- 産地でのGAP認証の取得に向け、普及指導員や農協の営農指導員等を対象 としたGAP指導員育成研修会の開催や、JGAP指導員資格の取得などによ り、指導体制の強化を図り導入を推進
- 認証審査、研修指導の受講、ICT情報システムの利用、残留農薬等分析、 認証対応設備の改修資材の導入など、認証取得経費の支援により、農家負担を 軽減
- オリパラへの道産農林水産物の供給に向けて、平成29年6月9日に道や農林水産関係団体を構成員として設置した協議会を中心に、関係者と一体となって情報収集やPR活動に取り組む

■ 北海道におけるGAP認証件数・農場数の推移



- ※ JGAP、ASIAGAP は日本 GAP 協会 HP より、GLOBALG.A.P.は道把握分
- ※ JGAP・ASIAGAPは、穀物と青果物の重複を調整
- ※ 件数、農場数とも、学校等の教育機関を含む

■ 2020年東京オリパラの食材調達基準の要件

- ○農産物 \rightarrow JGAP Advance * 、GLOBALG.A.P.、JGAP ほか
- ○畜産物 → JGAP、GLOBALG.A.P. ほか
- ○水産物 → 水産エコラベル (MEL、MSC、AEL、ASC)、 資源管理、漁場改善計画策定 ほか

※ 現 ASIAGAP